様式第二十号（第百五十三条関係）

督　　促　　状

所　管		会　計	
事業所整理記号	事業所番号	年　度	所　属　年　月

健　康　保　険　料	円 円
厚生年金保険料	円 円
子ども・子育て拠出金	円 円
合　　計	円 円

指定期限　　令和　　年　　月　　日　限り

納付場所　　日本銀行本店、支店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等）、日本年金機構年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

令和　　年　　月　　日

歳入徴収官の官職氏名又は健康保険組合理事長の氏名　　印

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額（督促の対象となる額）です。

備　考

1　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

2　督促状を発する者が歳入徴収官である場合は、この様式により厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の督促を併せて行うことができること。

3　督促状を発する者が歳入徴収官であるときは、「所管」を「厚生労働省所管」と、「会計」を「年金特別会計」と記載すること。

4　「所管」、「会計」、「事業所整理記号」及び「事業所番号」の欄は、督促状を発する者が健康保険組合理事長であるときは、記載を要しないこと。

5　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。